

## <事務局利用規定>

### 第1条

#### 第1節

幹事はクラブ管理に関する一般的事務を円滑に処理するために事務局を設置し、これを統括する。

#### 第2節

会計は幹事の了解の下に、入出金業務等を事務局に指示することができる。

#### 第3節

会長、幹事および会計以外の者は幹事の了解のもと直接事務局に指示することができる。

### 第2条

#### 第1節

委員会内部の事務処理、特定の会員間の連絡事項および同好会活動の事務事項などは、委員会または当事者が直接処理し、その業務を事務局に依頼してはならない。

### 第3条

#### 第1節

R I ・地区およびグループに関する事項、対外的事項、会員全体に関する告知事項、委員会活動に関する告知・報告事項、例会・クラブ協議会・クラブフォーラムに関する事務事項などに関しては、幹事の指示により、事務局が処理することができる。

#### 第2節

幹事は報告を受けたあらゆる事務事項を事務局員に通達し、その詳細を熟知させなければならない。

#### 第3節

事務局員は幹事より通達された事務事項を整理保存すると共に、会員よりの照会に対処しなければならない。

#### 第4節

会員は会務運営上必要とする事務事項を、事務局に照会することができる。

### 第4条

この事務局利用規定は、利用クラブ幹事会にて改正し、各クラブ理事会に報告する。

平成30年4月1日改定